

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール 製品等の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;"><u>財閥第 862 号</u> <u>令和元年 6 月 27 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり <u>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</u> から依頼があったので、<u>令和元年 7 月 1 日</u> からこれにより実施された い。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「<u>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて</u>」（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）は廃止する。</p>	<p>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール 製品等の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;"><u>財閥第 1300 号</u> <u>平成 28 年 11 月 1 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり <u>経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</u> から依頼があったので、<u>平成 28 年 11 月 1 日</u> からこれにより実施された い。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「<u>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて</u>」（平成 9 年 3 月 31 日蔵閥第 290 号）は廃止する。</p>
<p>別添</p> <p style="text-align: center;"><u>20190606 保局第 11 号</u> <u>令和元年 6 月 14 日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</u></p> <p>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール 製品等の通関の際における取扱いについて</p> <p>高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号の規定 に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、 ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充 填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高圧ガ ス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条により 要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱い を定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願ひします。</p> <p>なお、この取扱いについては、<u>令和元年 7 月 1 日</u> から実施することとし、 これに伴い、<u>平成 28 年 11 月 1 日付 20161025 商局第 5 号（高圧ガス保安法の 適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）</u> は廃</p>	<p>別添</p> <p style="text-align: center;"><u>20161025 商局第 5 号</u> <u>平成 28 年 11 月 1 日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</u></p> <p>高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール 製品等の通関の際における取扱いについて</p> <p>高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号の規定 に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス（エアゾール容器、 ガスライター用ボンベ、簡易ガスコンロ用ボンベ、冷媒用サービス缶等に充 填されているガス。以下「エアゾール製品等」という。）については、高圧ガ ス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条により 要件が定められており、これらエアゾール製品等の通関の際における取扱い を定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願ひします。</p> <p>なお、この取扱いについては、<u>平成 28 年 11 月 1 日</u> から実施することとし、 これに伴い、<u>平成 9 年 3 月 28 日付平成 09・03・27 立局第 2 号通商産業 省環境立地局長通達（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の</u></p>

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
止します。				<u>通関の際における取扱いについて</u> は廃止します。			
別 紙				別 紙			
1・2 (省略)				1・2 (同左)			
(別紙1・2) (省略)				(別紙1・2) (同左)			
(様式第1)				(様式第1)			
試験成績書（告示第4条第1号に係るもの）				試験成績書（告示第4条第1号に係るもの）			
商品名		原産地		商品名		原産地	
販売時の商品名		製造業者名		販売時の商品名		製造業者名	
用途		試験依頼者名		用途		試験依頼者名	
容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ)		容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ)	
		高さ cm				高さ cm	
試験項目	記号	試験結果	判定	試験項目	記号	試験結果	判定
35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 MPa		35℃における蒸気圧又は容器内圧	A	ゲージ圧力 MPa	
容器の内容値	B	cm ³		容器の内容値	B	cm ³	
高圧ガスの種類	C			高圧ガスの種類	C		
毒性ガスの有無	D	有・無		毒性ガスの有無	D	有・無	
検査証明書							
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。							
(試験実施年月日)							

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																
<p>(試験実施機関又は担当者名)</p> <p>輸入者確認欄 本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条第 1 号に定められた基準に合致していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p> <p>(備考) この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4 とすること。</p> <p>(様式第 1 の英文) (試験成績書の英文) (省略)</p> <p>(様式第 2)</p> <p>試験成績書（告示第 4 条第 2 号に係るもの）</p> <table border="1"> <tr> <td>商品名</td><td></td><td>原産地</td><td></td></tr> <tr> <td>販売時の商品名</td><td></td><td>製造業者名</td><td></td></tr> <tr> <td>用途</td><td></td><td>試験依頼者名</td><td></td></tr> <tr> <td>容器の仕様</td><td>直 径 cm</td><td>(胴版の長さと同じ) 高さ cm</td><td></td></tr> </table> <p>試験項目 記号 試験結果 判定</p>	商品名		原産地		販売時の商品名		製造業者名		用途		試験依頼者名		容器の仕様	直 径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm		<p>(試験実施機関又は担当者名)</p> <p>輸入者確認欄 本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条第 1 号に定められた基準に合致していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p> <p>(備考) この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4 とすること。</p> <p>(様式第 1 の英文) (試験成績書の英文) (同左)</p> <p>(様式第 2)</p> <p>試験成績書（告示第 4 条第 2 号に係るもの）</p> <table border="1"> <tr> <td>商品名</td><td></td><td>原産地</td><td></td></tr> <tr> <td>販売時の商品名</td><td></td><td>製造業者名</td><td></td></tr> <tr> <td>用途</td><td></td><td>試験依頼者名</td><td></td></tr> <tr> <td>容器の仕様</td><td>直 径 cm</td><td>(胴版の長さと同じ) 高さ cm</td><td></td></tr> </table> <p>試験項目 記号 試験結果 判定</p>	商品名		原産地		販売時の商品名		製造業者名		用途		試験依頼者名		容器の仕様	直 径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm	
商品名		原産地																															
販売時の商品名		製造業者名																															
用途		試験依頼者名																															
容器の仕様	直 径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm																															
商品名		原産地																															
販売時の商品名		製造業者名																															
用途		試験依頼者名																															
容器の仕様	直 径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm																															

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成28年11月1日財閥第1300号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
容 器	高压ガスの種類		A	フルオロオレフィン1 2 3 4 y f フルオロカーボン1 3 4 a フルオロカーボン4 0 4 A その他	高压ガスの種類		A	フルオロオレフィン1 2 3 4 y f フルオロカーボン1 3 4 a フルオロカーボン4 0 4 A その他	
	内容積	B			容 器	内容積			
耐 圧 能 力	材料	C		鋼、軽金属、その他	耐 圧 能 力	材料			
	フルオロ オレフィ ン1 2 3 4 y f	1. 8 MPa の圧 力による容器の変 形	D	有・無		フルオロ オレフィ ン1 2 3 4 y f	1. 8 MPa の圧 力による容器の変 形		
		2. 2 MPa の圧 力による容器の破 裂	E	有・無			2. 2 MPa の圧 力による容器の破 裂		
	フルオロ カーボン 1 3 4 a	1. 9 MPa の圧 力による容器の変 形	F	有・無		フルオロ カーボン 1 3 4 a	1. 9 MPa の圧 力による容器の変 形		
		2. 3 MPa の圧 力による容器の破 裂	G	有・無			2. 3 MPa の圧 力による容器の破 裂		
	フルオロ カーボン 4 0 4 A	3. 4 MPa の圧 力による容器の変 形	H	有・無		フルオロ カーボン 4 0 4 A	3. 4 MPa の圧 力による容器の変 形		
		4. 0 MPa の圧 力による容器の破 裂	I	有・無			4. 0 MPa の圧 力による容器の破 裂		
	容器内容値／充填質量		J	cm ³ / 1 0 0 g		容器内容値／充填質量	J	cm ³ / 1 0 0 g	

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>検査証明書</p> <p>試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>(試験実施年月日)</p> <p>(試験実施機関又は担当者名)</p>	<p>検査証明書</p> <p>試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p>(試験実施年月日)</p> <p>(試験実施機関又は担当者名)</p>																								
<p>輸入者確認欄</p> <p>本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条第 2 号に定められた基準に合致していることを確認致します。</p> <p>なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 2 号又）については、通関後、速やかに表示します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p>	<p>輸入者確認欄</p> <p>本製品中のガスについては、高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成 9 年通商産業省告示第 139 号）第 4 条第 2 号に定められた基準に合致していることを確認致します。</p> <p>なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第 4 条第 2 号又）については、通関後、速やかに表示します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称)</p> <p>(同住所、電話番号)</p>																								
<p>(備考) この用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u> A4 とすること。</p> <p>(様式第 2 の英文) (試験成績書英文) (省略)</p> <p>(様式第 3)</p> <p>試験成績書（告示第 4 条第 3 号に係るもの）</p> <table border="1"> <tr> <td>商品名</td> <td></td> <td>原産地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売時の商品名</td> <td></td> <td>製造業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> <td>試験依頼者名</td> <td></td> </tr> </table>	商品名		原産地		販売時の商品名		製造業者名		用途		試験依頼者名		<p>(備考) この用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u> A4 とすること。</p> <p>(様式第 2 の英文) (試験成績書英文) (同左)</p> <p>(様式第 3)</p> <p>試験成績書（告示第 4 条第 3 号に係るもの）</p> <table border="1"> <tr> <td>商品名</td> <td></td> <td>原産地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>販売時の商品名</td> <td></td> <td>製造業者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td></td> <td>試験依頼者名</td> <td></td> </tr> </table>	商品名		原産地		販売時の商品名		製造業者名		用途		試験依頼者名	
商品名		原産地																							
販売時の商品名		製造業者名																							
用途		試験依頼者名																							
商品名		原産地																							
販売時の商品名		製造業者名																							
用途		試験依頼者名																							

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm		容器の仕様	直径 cm	(胴版の長さと同じ) 高さ cm	
試験項目	記号	試験結果	判定	試験項目	記号	試験結果	判定
容 器	内容積	A cm ³		容 器	内容積	A cm ³	
	材料	B 鋼、軽金属、その他			材料	B 鋼、軽金属、その他	
	二重構造容器における噴射 剤の排出機構	C 有・無			二重構造容器における噴射 剤の排出機構	C 有・無	
耐 圧 能 力	35℃における蒸気圧又は容器 内圧	D ゲージ圧力 MPa		35℃における蒸気圧又は容器 内圧	D ゲージ圧力 MPa		
耐 圧 能 力	50℃における容器内圧	E ゲージ圧力 MPa		耐 圧 能 力	50℃における容器内圧	E ゲージ圧力 MPa	
	50℃における容器内圧の 1.5 倍又は 1.3 MPa による容器の変形	F 有・無			50℃における容器内圧の 1.5 倍又は 1.3 MPa による容器の変形	F 有・無	
	50℃における容器内圧の 1.8 倍又は 1.5 MPa による容器の破裂	G 有・無			50℃における容器内圧の 1.8 倍又は 1.5 MPa による容器の破裂	G 有・無	
可 燃 性 毒 性	高压ガスの種類	H		高压ガスの種類	H		
可 燃 性 毒 性	毒性ガスの有無	I 有・無		可 燃 性 毒 性	毒性ガスの有無	I 有・無	
	人体に使用するエアゾール の噴射ガスの種類	J 可燃性ガス以外のガス・ L P ガス・D M E その他の の可燃ガス			人体に使用するエアゾール の噴射ガスの種類	J 可燃性ガス以外のガス・ L P ガス・D M E その他の の可燃ガス	
充	エアゾー	35℃における	K %	充	エアゾー	35℃における	K %

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成28年11月1日財閥第1300号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
填率	ル	内容物の体積／容器内容積			填率	ル	内容物の体積／容器内容積		
	エアゾール以外	液化ガスの充填質量（L Pガスの場合温度15℃における比重）	L	g ()		エアゾール以外	液化ガスの充填質量（L Pガスの場合温度15℃における比重）	L	g ()
48℃における容器からのガス漏れ		M	有・無		48℃における容器からのガス漏れ	M	有・無		
検査証明書					検査証明書				
試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。					試験の結果上記のとおり相違ないことを証明する。				
(試験実施年月日)					(試験実施年月日)				
(試験実施機関又は担当者名)					(試験実施機関又は担当者名)				
輸入者確認欄					輸入者確認欄				
本製品中のガス（エアゾール製品等）については、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第3号に定められた基準に合致していることを確認致します。					本製品中のガス（エアゾール製品等）については、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号及び高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号）第4条第3号に定められた基準に合致していることを確認致します。				
なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第4条第3号チ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。					なお、上記告示に定められた表示すべき事項（告示第4条第3号チ、リ及びル）については、通関後、速やかに表示します。				
(確認年月日)					(確認年月日)				
(輸入者の氏名又は名称)					(輸入者の氏名又は名称)				
(同住所、電話番号)					(同住所、電話番号)				

新旧対照表

【参考】

【高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて（平成 28 年 11 月 1 日財閥第 1300 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（備考）この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A 4 とすること。	（備考）この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A 4 とすること。
（様式第 3 の英文）（試験成績書の英文）（省略）	（様式第 3 の英文）（試験成績書の英文）（同左）